

お知らせ 救急車を適正に 利用するために

消防本部から、救急車の適正利用についてのお願いです。

◆救える命を救うために

昨年の伊賀市内の救急件数は4,521件で、1日平均約13件、救急車が出勤したことになります。



また、救急搬送された人の約51%が、入院を必要としない軽症でした。

救急要請の中には、症状に緊急性がなくても、「どこの病院に行けばよいかわからない」「便利だから」と救急車を呼ぶ人がいます。また、「平日は休めない」「日中は用事がある」などの理由で、救急外来を夜間や休日に受診する人もいます。

救急件数が多くなると遠くの救急隊が出勤する確率が高くなるため、現場への到着時間が遅れてしまい、救える命が救えなくなる恐れがあります。救急車の適正な利用にご協力をお願いします。

◆次のような場合は、まず連絡を

○受診可能な病院がわからない場合
三重県救急医療情報センター
☎ 24-1199

○判断に迷ったとき
伊賀市救急相談ダイヤル 24
☎ 0120-4199-22

◆講習会などを開催しています

消防本部では、平成28年度に4回の公募型救命講習会を開催します。
※第1回の公募型救命講習については、広報いが市8月15日号でお知らせします。

また、団体での申し込みの場合は、いつでも開催させていただきます。
大切な人の命を守るため、いざというときのために応急手当の方法を身につけましょう。

【問い合わせ】 消防本部消防救急課
☎ 24-9116 FAX 24-9111

お知らせ お詫びと訂正

広報いが市3月15日号の12頁に掲載した人権相談の日程に誤りがありました。

お詫びして訂正します。

《誤》 4月11日(金)

《正》 4月11日(月)

【問い合わせ】

人権政策・男女共同参画課
☎ 47-1286 FAX 47-1288

お知らせ 平成28年度就学援助制度

経済的な理由で学用品費や給食費など、学校でかかる費用にお困りの人に、学校へ納入した費用の一部を市が援助します。

希望する場合は、申請が必要です。なお、年度ごとに認定しますので、前年度から引き続き援助を希望する場合も必ず申請をしてください。

※生活保護と重複する内容の援助は受けることができません。

【対象者】

市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者

※所得制限があります。

【申請先】

在籍する小・中学校

【支給時期】

年3回(7月・12月・3月)に分けて支給します。

【支給対象と予定額(4月認定の場合)】

※①小学校 ②中学校

○学用品費：全学年

① 11,420円 ② 22,320円

○通学用品費：1年生以外

① 2,230円 ② 2,230円

○新入学児童生徒学用品費：4月認定の1年生

① 20,470円 ② 23,550円

○校外活動費(宿泊を伴わない)：全学年

① 1,570円 ② 2,270円

○学校給食費：全学年

① 35,500円 ② 40,700円

○通学費：公共交通機関を利用した通学に限る。

①実費額(片道4km以上)

②実費額(片道6km以上)

○修学旅行費：修学旅行実施学年

①②実費額

○校外活動費(宿泊を伴う)：

校外活動実施学年(交通費・見学料に限る。)

①上限3,620円 ②上限6,100円

○医療費：学校病(※)の治療に限る。

①②健康保険加入の場合の3割(自己負担)分

※学校病とは…トラコーマ・結膜炎・白癬(水虫)・疥癬・膿痂疹(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(蓄のう症)・アデノイド・う歯(虫歯)・寄生虫病

【問い合わせ】

各小・中学校

学校教育課

☎ 47-1282 FAX 47-1290

お知らせ 介護保険料の 仮徴収額通知書を発送します

65歳以上の人(第1号被保険者)を対象に、平成28年度介護保険料の仮徴収額通知書を4月7日(木)に発送します。

今回お届けする通知書の保険料額は、前年度の保険料段階をもとに算定したものです。年間保険料額は、平成28年度市民税の課税状況をもとに7月に確定し、改めてお知らせします。

なお、特別徴収を継続する人には、今回の仮徴収額通知書を発送しませんが、徴収額に変更がある人には、介護保険料額変更通知書を発送します。

【問い合わせ】

介護高齢福祉課

☎ 26-3939 FAX 26-3950

お知らせ 便利な「合冊版時刻表」を ご利用ください

市では、春の鉄道ダイヤ改正にあわせて、市内の鉄道路線をより便利にご利用いただくため、各路線の連絡時刻が分かるポケットサイズの時刻表を作成します。

JR関西本線・伊賀鉄道伊賀線・近鉄大阪線の乗り継ぎが分かりやすいものになっています。巻末には、上野コミュニティバス「しらさぎ」の時刻表も載っていますので、ぜひご利用ください。

【配布開始日】

4月11日(月)

※変更する場合があります。

【配布場所】

本庁・各支所・各地区市民センター・上野市駅など

【問い合わせ】

交通政策課

☎ 22-9663 FAX 22-9852

今月の納税

●納期限 5月2日(月)

納期限内に納めましょう
固定資産税(1期)

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

お知らせ

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

募集 ふるさと応援寄附金の返礼品協力事業者

市では、ふるさと応援寄附金制度(ふるさと納税)で、寄附された人に返礼品を贈呈しています。

今年度、ふるさと応援寄附金制度をより充実させるために、返礼品を見直すこととし、市内の事業者などから広くご提案いただけるよう協力事業者を募集します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。電話・ファックス・Eメールのいずれかでお問い合わせください。

【応募期限】 4月15日(金)

【応募先・問い合わせ】

総合政策課

☎ 22-9620 FAX 22-9672

☖ sougouseisaku@city.iga.lg.jp

募集 伊賀市障がい者地域自立支援協議会委員

伊賀市障がい者地域自立支援協議会の議論の場に市民の皆さんの積極的なご意見を反映させるため、自立支援協議会委員を募集します。

【募集人数】 1人

【応募資格】

市内在住または在勤・在学の満20歳以上の人

【開催回数】 年2回程度

※原則として平日の昼間2時間程度

【任期】

6月1日～平成30年3月31日

【報酬】 6,000円/日

※市の規定に基づく。

【応募方法】

「伊賀市障がい者地域自立支援協議会委員への応募動機」を1,000字程度(様式は自由)にまとめ、住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・電話番号を記入の上、郵送・ファックス・Eメール・持参のいずれかで提出してください。

【選考方法】 作文審査

※委員の男女比、年齢構成などを考慮の上、選考します。

※結果は、5月中に通知します。

【応募期限】 5月2日(月) ※必着

【応募先・問い合わせ】

〒518-8501

伊賀市上野丸之内116番地

伊賀市健康福祉部障がい福祉課

☎ 22-9657 FAX 22-9662

☖ shougai@city.iga.lg.jp

催し 菜の花まつり

菜の花プロジェクトの一環として、菜の花を見て、食べて、楽しむまつりを開催します。



【とき】

4月10日(日)

午前10時～午後3時

【ところ】 長田小学校 グラウンド

【内容】

各種飲食・販売ブース・キッズダンスなど

【問い合わせ】 農林振興課

☎ 43-2302 FAX 43-2313

催し 認知症の人と家族の会「伊賀地域つどい・交流会」

【とき】 4月26日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】 ゆめぼりすセンター

【内容】 認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

【参加費】 200円

※認知症の人は無料。会員は100円。申し込み不要。認知症の人が参加する場合は、事前に問い合わせてください。

【問い合わせ】

地域包括支援センター(中部にんじんサポート伊賀)

☎ 26-1521 FAX 24-7511

募集 法テラス三重 巡回無料法律相談会

離婚・相続・借金などのトラブルによりお困りで、収入状況など一定の要件に当てはまる人を対象に、民事法律扶助による弁護士の巡回無料法律相談会を開催します。

【とき】

4月20日、6月15日、8月17日

すべて水曜日 午後1時～4時

【ところ】 上野ふれあいプラザ 3階ボランティア活動室

【定員】 6人 ※先着順

【申込方法】 それぞれの開催日の前日の午後5時まで

【申込先・問い合わせ】

日本司法支援センター三重地方事務所(法テラス三重)

☎ 050-3383-5470

【問い合わせ】 市民生活課

☎ 22-9638 FAX 22-9641

お知らせ 重度障がい児(者) タクシー等利用料金・自動車等燃料費助成

重度の障がいのある人が社会参加や医療機関への通院などをするための交通費を助成します。

タクシー券・自動車燃料券・原動機付自転車燃料券のいずれかを選択してください。

【対象者】

次のいずれかに該当する手帳をお持ちの人

○身体障害者手帳1級・2級

○療育手帳A1・A2

○精神障害者保健福祉手帳1級

※平成28年度から伊賀市障がい児(者)訓練施設等通所費助成を受給する人は対象となりません。

【助成額】

○タクシー等乗車券、自動車燃料券 年間7,200円(1カ月当たり600円)

○原動機付自転車燃料券

年間3,600円(1カ月当たり300円)

※年度の途中に手帳が新たに交付された場合は、交付月以降の分となります。

【申請方法】

障害者手帳・印鑑(自動車燃料券・原動機付自転車燃料券の場合は免許証・車検証または車両番号の分かるもの)を持参の上、障がい福祉課または各支所住民福祉課で申請してください。

【申請先・問い合わせ】

障がい福祉課

☎ 22-9656 FAX 22-9662

各支所住民福祉課

催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【とき】

4月4日(月)～27日(水)

午前8時30分～午後5時

※土・日曜日は除く。

【ところ】 大山田農村環境改善センター 1階ロビー

【内容】

「知らずに使っている不快語」

普段何気なく使っている言葉の中には、実は相手にとっては不快な言葉であるということがあります。普段の会話に出てくる言葉を掘り下げて丁寧に考えるパネル展です。

【問い合わせ】

寺田市民館 ☎/FAX 23-8728